

フランスにおける労働者とその家族の権利（三）

——フランス労働総同盟『ポケット法律便覧』から——

戸木田嘉久訳

VII 社会保障——医療・出産・葬儀・廃疾

73 社会保障の拠出負担金

労働者の社会保障への拠出負担金は、二つの部分からなりたつていて。一九七四年一月一日からは六五歳未満について、

月七二フラン。

月賃金二、三二〇フランを上限としてその五・五%（六五歳以上については、その一・五%）、これに賃金総額の一%が追加される（次頁の表を参照）。

個人に雇用される六五歳未満の家事使用人については、拠出負担金は、就労一時間あたり労働者側〇・三五フラン、雇用者側一・七五フランと、おしなべて均等化されている。

現物給与にかんして 拠出負担金の基礎となる賃金には、もし現物給与があるとすれば、それに相当する評価額を含むものとする。たとえば、食事は一食につき四・二五フラン、一日につき八・五〇フラン、住居は一週間十八フラン、一ヵ月七二フラン。

職業上の費用にかんして 労働者が税法によって職業上の費用（たとえば交通手当など）を追加控除されている場合に、雇用者は、この控除を引きさった賃金について社会保障の拠出負担金を計算せねばならない。

年間調整 年間調整とは、暦年の一カ年に控除された拠出負担金が、年額二七、八四〇フランを上限とする稼得賃金

にたいして、年齢によつて六・五%まで

は二・五%に正確に相当しているかどうかを、確認すること

である(たとえば、二七・八四〇フランでは、

年一・八〇九・六〇フランが六・五%の払込金である)。年間調整の結果として、拠出負担金は過不足が調

かを、確認すること

である(たとえば、二七・八四〇フランでは、

年一・八〇九・六〇フランが六・五%の払込金である)。年間調整の結果として、拠出負担金は過不足が調

年令に応じた賃労働者の月当り拠出負担金(フラン)					
月賃金	65歳未満	65歳以上	月賃金	65歳未満	65歳以上
950	61.75	23.75	1,800	117.00	45.00
1,000	65.00	25.00	1,900	123.50	47.50
1,100	71.50	27.50	2,000	130.00	50.00
1,200	78.00	30.00	2,100	136.50	52.50
1,300	84.50	32.50	2,200	143.00	55.00
1,400	91.00	35.00	2,300	149.50	57.50
1,500	97.50	37.50	2,320	150.80	58.00
1,600	104.00	40.00	賃金総額 100フランに付		+1.00
1,700	110.50	42.50			+1.00

申請とその期間

任意保険への加入申請は、本人の居住地にある社会保障第一金庫になされねばならない。申請は、

本人が強制保険の加入者としての、もしくはその権利保有者としての資格で、医療・出産保険から受益することを中断し

た日から数えて、一年の期間内になされねばならない。

この期間が経過したとき、もしくは本人が全く保険掛金を積立てていないときには、申請は、保険に加入可能であった

期日以後の経過期間にたいして(最高五年間)、一九六九年七月一日以降拠出すべき負担金を、

申請人が支払うことを条件にして受理される。
拠出負担金の額 保険の拠出負担金は、任意保険加入者の負担による。しかし、報酬を得する社会的活動に従事しえぬ身体障害者については、公的扶助によって保険の拠出負担金が負担される。

整される。

74 任意保険

フランスに居住し、社会保険に入れていない全ての人は、本人の申請によって、社会保障の一般的制度である△医療・出産▽の任意保険に加入することができる。

任意保険は、すべての社会保険加入者への給付と同様に、医療処置費について給付をおこなう。

フランスにおける労働者とその家族の権利(三)(戸木田)

任意保険の拠出負担金は、各四半期のはじめ二週間以内に前払いされねばならない。拠出負担金は、病気または出産の期間中も払込まれねばならない。

75 療養日割り手当

病気を理由に仕事を休まざるをえなくなつた社会保険全加入者には、主治医による署名つきの就労停止勧告書を、仕事の休止後二日以内に社会保障第一金庫に提示することを条件として、社会保障による療養日割り手当を受給する権利が生まれる。

必要な就労時間 仕事を休止した最初の六ヵ月間にいでは、保険加入者は、仕事の休止にさきだつ暦年の一・四半期もしくは三ヵ月間に、すくなくとも二〇〇時間職についていたか、現職労働者と見なされる状況にあつたことが要求される。

六ヵ月以上にわたる仕事の休止にさいしては、すくなくとも十二ヵ月以前に社会保険に登録され、仕事の休止にさきだつ暦年四・四半期にすくなくとも八〇〇時間（その第一・四半期に二〇〇時間）は職についていたか、現職労働者と見なされる状況にあつたことが要求される（さもなければ、仕事の休止

にさきだつ十二ヵ月間に八〇〇時間、その最初の三ヵ月間に二〇〇時間職についていたか、現職労働者と見なされる状況にあつたことが要求される）。

療養日割り手当の金額 日割り手当は、拠出負担金が課

せられた就労休止前に給与された賃金を基礎に計算される。その金額は、一ヵ月毎に、もしくは十五日毎に二回にわたり支払われた賃金、または十四日毎に二回、もしくは四週間に支払われた賃金を、六〇で除して算出される（上限三八・六六フラン）。

もし保険加入者が、扶養すべき三人の子供を有する場合には、療養日割り手当は三一日目から三分の一追加される（上限五一・五五フラン）。

入院にさいしては、保険加入者が扶養すべき二人ないしそれ以上の子供を有する場合、同じく右のように加算される。

療養日割り手当は、以下の場合には削減される（自宅療養の場合は除く）。

——保険加入者が扶養すべき一人の子供を有する場合、もしくは一人ないし二人以上の扶養すべき親類縁者を有する場合は、五分の一が削減される。

——保険加入者が結婚しており、扶養すべき子供も親類もない場合

は、五分の二が削減される。

—その他の場合には、五分の三が削減される。

76 社会保険からの払い戻し

保険加入者は、場合におうじて薬価代および医療処置費の七〇%から九〇%の率で払い戻しをうけるが、そのためには、払い戻し請求をする医療処置にさきだつ暦年の四半期にすぐなくとも一〇〇時間、またはそれにさきだつ一ヶ月の間にすくなくとも一二〇時間は、賃金の支払いをうけた仕事につくか、それと同様に見なされる状態（病気、失業）にあつたものでなければならぬ。もしくは、医療処置のなされた初日にさきだつ三ヵ月間、または一ヵ月間について、前記の各期間の就労を証明せねばならない。

年金、終身年金、老齢年金（特別手当を除く）の受給資格者は、医療処置費の払い戻しをうける全権利を享受する。

社会保険の加入者、または年金受給者の権利を共有する者（扶養すべき子供、社会保険に加入していない配偶者など）も、同様に医療処置費の払い戻しをうける。

100%の払い戻し　社会保険加入者と彼の権利共有者は、

以下のように自己負担の適用を免除される。すなわち、(1) 繼

フランスにおける労働者とその家族の権利（三）（戸木田）

続する入院の三十一日目から、もしくは就労休止後の四ヶ月目の月の第一日から、(2)認められた長期間の病気または公示のリストに登録された病気にたいして、(3)入歯については別だが、すくなくともK五〇と査定される特定の医療行為もしくは一連の医療行為にたいして、(4)人工補育器で育てられた早生児にかかった医療処置費にたいして、(5)血液と人工乳、血漿、人工補乳器、整形外科の全必要品の調達にたいして、社会保障の責任で料金の一〇〇%の払い戻しをうける。

以下に示す資格をもつ者の医療処置費の全額についても、また一〇〇%払い戻しされる。廃疾年金の受給資格者、六〇歳で廃疾年金にかわる老齢年金の受給資格者、最低重度六六・二三%の労働災害終身年金受給資格者。全額払い戻しは、分娩にかかる費用にたいする母性保険の受益者、無料医療処置切符をもっている社会保険加入者についても同様である。

77 入院費の払い戻し

社会保険加入者とその権利共有者は、社会保障によつて公認された諸施設に入院したばあいに限り、費用の払い戻しをうける権利をもつてゐる。

る。私立の諸施設は、社会保障の公認をえていねばならない。つぎのことを混同してはならない。

—契約施設、それは“公認”というよりは、社会保障と一種の契約を結び、公共の料金を尊重することに同意しているものである。—単なる認可施設。これは公共の料金を守らなくてもよいものである。

支払申請 緊急の場合は別として、いっさいの入院にさきだつて、社会保障金庫（あるいは公共料金の窓口）から費用申請書をとらねばならない。費用申請書をとるには、次のものを提出せねばならない。入院が必要であることを示す医師の証明書と、保険加入者あるいは権利共有者の資格を証明する書類（登録カード、家族手帳、給料表など）。

医療処置費の払い戻し 社会保障は、公立病院または契約した私立施設では、公共の料金を基礎とした正当な支給額を、直接に払い戻しする。

したがつて保険加入者は、費用の前払いをする必要はないが、入院後最初の三〇日について二〇%の分担金を支払わねばならない場合がある（「社会保険からの払い戻し」の項、参照）。割賦払が時として入院の第一日目から求められるが、病人が

支払いの手段をもつていてない場合には、社会的扶助による医療扶助の支給が請求することができる。

もし施設が“単なる認可”的ものであるならば、保険加入者（もしくは権利共有者）は、すべての料金額を前払いしなければならない。その料金の八〇%ではなく、社会保障の料金の八〇%で払い戻しがなされるであろう。

自宅療養 病状によって必要とされる医療処置を自宅でうける療養患者は、病院に滞在した期間をふくめて、三十一日目から費用にかんして分担金はすべて免除される。

78 温泉療法

申請 出費申請は、社会保障第一金庫になされねばならない。

—一年中開設されていない療養地については四月一日以前に。
—常設の療養地については出発の三ヵ月前に。

必要な条件

- (1) 療養の必要性が医療カウンセラーか専門家によって医学的に認められていること。
- (2) 当該社会保険加入者は、医師の処方診断にさきだつ四半期または三ヵ月間に二〇〇時間、あるいはこの処方箋の発行

にさきだつ暦年の一ヵ月または一ヵ月相当期間に一二〇時間

就労し、かつ社会保険加入者としての資格をもつていねばならない。

法定支給 法に定められた支給額は、以下の名称で払い戻される。

(1) 医師への礼金

—協定料金一三〇フランを一〇〇%として、七五%の払い戻し、九七・五〇フラン(二五%は自己負担)。

—協定料金がない場合、責任料金四五フランを一〇〇%として、七五%の払い戻し、三三・七五フラン。

(2) 協定によって定められた温泉治療料金、これは七〇%払い戻される。

(3) 法律で定められた療養日割り手当。保険加入者が出費申請を認められ、月の所得が左表による上限以下である場合。

家 族 構 成	所 得 の 上 限
单 身 者	月二・三〇フラン
子供のない夫婦	月三・四八〇フラン
扶養すべき子供一人につき	月一、二六〇フラン

付 加 給 付 これは以下の名称であったえられる。

(1) 滞在費は二六〇フランと定められ、その七〇%にあたる、フランスにおける労働者とその家族の権利(三)(戸木田)

一八二フラン。

(2) 旅費は二等による往復、国鉄の切符代に相当するもの。
付加給付と日割り手当は、所得が上表に示す条件を超えない場合にのみ支払われる。

79 仕事への復帰

保険加入者が健康を回復するか、あるいは彼の状態がまだ治療を要するが確実に良い方にむかっているならば、主治医によって指示された仕事への復帰が、通常おこなわれる。これに反して主治医の同意なしに、仕事への復帰が、社会保障によつて指示されることがしばしばある。

社会保障金庫の嘱託医師が、当事者の状態は安定しており、再就労することが適当であると評価するさいには、とくにそ

社会保険金庫の決定

社会保険金庫は、一般的に金庫の嘱託医師の意見に従う。そこで、社会保険金庫は、保険加入者に仕事に復帰するように決めた日付を知らせ、この日から療養日割り手当の支払いを中止する。

身体の調子が良くない場合でも保険加入者が消極的な態度のままでいたら、仕事への復帰通知につづく次の月のうちに、

療養日割り手当の中止のほかに、保険加入者としての資格や医療処置にかんするすべての権利を喪失するおそれがある。

主治医に相談すること 病気については躊躇せずに主治

医に相談することである。主治医は、社会保障金庫の意見にたいして、休養の継続を指示することができる。この場合には、保険加入者は嘱託医の再鑑定を求めることになる（期間一ヶ月）。

このような事態に直面したら、自分の仕事に効果的に再就労することができがたい状態にある保険加入者は、仕事への復帰を奨めない上級の専門医、または病院の著名な教授の診断証明書を提出しなければならない。

事実としては、頼みの綱である専門医の診断も、社会保障金庫でなされた決定を確認するばあいがしばしばである。こうして異議を申し立てた病人は、たとえ再び仕事につくことをよぎなくされるとしても、それを数週間引きのばすことはできる。他方で彼は、社会保障金庫で事前にきめられた日付の発効によって、療養日割り手当を打ちきられることになる。彼は、経過した期間の就労時間（または就労と見なされる時間）について就労不能を証明しえないかぎり、彼の状態が

必要としている各種の医療処置費もまた払い戻されないことにならう。

80 出産保険

出産保険は、妊娠じしんが社会保険加入者であるか、あるいは社会保険加入者もしくはその受益者の妻、娘であるならば、ときとして多少の拡大適用がおこなわれるが、すべての妊婦に適用され、社会保障によつて支払いがおこなわれる。

妊娠の事実がある場合、婦女はそのことをただちに社会保障金庫に申告することが望ましい。社会保障金庫は、直ちに説明書と母子手帳を交付する。

医療費の払い戻し

出産保険の受益者は、相互に分離して支給される産前手当と出産手当をもらうために〔「産前手当」「出産手当」の項、参照〕所定の書類を作成するならば、妊娠・出産・産後にかかる医療、医薬、器具、入院などの費用について何らの負担も負うことはない。

産休日割り手当 妊婦がなんらかの賃労働に従事してい

る場合には、出産前六週間と出産後八週間、仕事を休む権利をもつてゐる。なぜなら、出産休暇は法律によつて十四週間であるから。

この十四週間について社会保障は、手取賃金の事実上一〇〇%に相当する日割り手当を妊婦に支給する（拠出分担金を課せられる粗賃金の上限内でその九〇%）。

たとえその妊婦が、個人的理由のために六週間以前に仕事を休止したとしても、次の三つの条件をみたしているならば、産休の日割り手当は当然に支給されねばならない。

- (1) 社会保険加入者の資格を失っていないこと。
- (2) 登録日から出産予定日まで十ヵ月であることを証明すること。
- (3) 妊婦が出産予定日にさきだつ四半期の間（または或る日付から或る日付までの三ヵ月間）に、二〇〇時間賃金を支払われた仕事についていたこと、もしくはそれ同等に見なされる状態にあったこと、または妊娠したと想定される日に先立つ一ヵ月間（または或る日付から或る日付までの一ヵ月間）に一二〇時間賃金を支払われる仕事についていたことを、証明すること。

81 社会保障による葬儀資金

在職中の社会保険加入者が死亡した場合、社会保障は、扶養をうけていた者、または故人の権利を保有する者に、一日

フランスにおける労働者とその家族の権利（三）（戸木田）

当たり基準賃金の九〇倍（つまり賃金の三ヵ月分）に相当する葬儀資金を支給する。それは、二七八・四〇フランを下廻らず、六、九六〇フランを超えることはできない。

支給条件 故人は以下のようないかで以下のような条件をみたしていねばならない。

- (1) 死亡の日に社会保険加入資格をもっていねばならない。
- (2) 死亡直前の四半期内（または或る日付から或る日付までの三ヵ月間）に、少くとも二〇〇時間賃金支払いをうける仕事に就労していたか、それと同等に見なされる状態にあったこと。

または死亡直前の一ヵ月間もしくは或る日付から或る日付までの一ヵ月間に、一二〇時間賃金支払いをうける仕事に就労していたか、それと同等に見なされる状態にあったこと。

被扶養者の優先権 葬儀資金は、社会保険加入者の死亡日に彼の被扶養者であったものに、親族か否かを問わずに（たとえば内縁関係）優先的に支給される。年に三、九五〇フランをこえる個人所得をもつ者は、扶養されていたとは見なされない。

扶養されていない者も優先権をもつ者

が死亡後の一ヵ月中に誰も葬儀資金の支払いを申請しない場合

合には、次の優先順位にしたがって、葬儀資金は扶養されていなかつた権利保有者に支払われる。法律上も事実上も、離婚も別居もしていない配偶者、嫡出の子供、幼児または認知された私生の子供、幼児、さもなければ両親と祖父母。

申請

葬儀資金の申請は、故人が所属していた社会保障第一金庫に手続きがなされねばならない。被扶養者は申請するのに死亡日から一ヶ月間の猶余があるだけで、その期間をすぎたばあいには、被扶養者は扶養されていなかつた権利保有者の優先を望むものと見なされるおそれがある。

扶養され優先権をもつ者が、死後一ヶ月の間に誰も葬儀資金の申請をしなかつた場合、被扶養者でない受益者は、葬儀資金の申請を請求するのに二年間の猶余がある。

82 社会的扶助

すべての身体障害者、すなわち、先天的あるいは後天的な理由による身体障害者は、所得の道が奪われ家族の援助もない場合には、国の社会的扶助をうけることができる。

社会的扶助の申請は、申請者が居住する地域の市役所に提出されねばならない。

扶助手当と所得　　国の社会的扶助は、身体障害者について

て認定された廃疾の程度、仕事の可能度に応じてさまざまである。

(1) 身体障害者（労働不能度八〇%以下）単独手当——年に二、四五〇フラン、所得の上限——年に五、三〇〇フラン。

(2) 恒久的身体障害度八〇%以上で、働いていない重度身体障害者。

——基本手当、年に二、四五〇フラン。

——第二者にたいする追加手当、年五、五一三フランから一、〇一六フランまで。

——所得の上限、年六、四〇〇フラン、場合によつては第三者にたいする追加手当をプラスする。

(3) 重度身体障害者で働いている人。

——基本手当、年に二、四五〇フラン。

——補償手当、障害度におうじて年に五、五一三フランから八、一二五フラン。

——所得の上限、年に六、四〇〇フラン、場合によつては補償手当、もしくは第三者にたいする追加手当をプラスする。

十五歳以下の重度身体障害者

——手当額、一ヶ月に一〇七・八〇フランから一一五・六〇フランまで。

——両親の月間所得の上限は一、一一五フラン、身体障害児について

くわわる扶養すべき子供一人につき四二五フランをプラス。

もし所得が右各項の上限を上廻る場合には、基本手当、ま

たはときとして国民連帯基金からの手当が、それだけ削減されるか凍結せられる。

83 廃疾年金

社会保険加入者だけが廃疾保険の受益をうける。権利の共
有者は廃疾保険からは排除される。

満たされるべき条件

一六〇歳未満であること。

一重度三分の一稼得不能度、労働不能度であること。

一休業が継続しはじめた月の第一日目に、すでに十二ヶ月間保険に登録されていること。

一休業にさきだつ歴年の四半期間に、最低八〇〇時間就労した
か、就労と同等に見なされる状態（病気、失業など）にあつたこ
とが証明されること。そのうち二〇〇時間は、この四半期のはじ
めに就労したか、就労と同等に見なされる状態にあつたことが証
明されねばならない（または、休業にさきだつ十二ヶ月間に八〇
〇時間の就労、うち一〇〇時間は最初の三ヵ月間でなければなら
ない）。

一一第一カテゴリー（労働可能）三〇%

一一第二カテゴリー（労働不能の場合）五〇%

一一第三カテゴリー（生活上の日常的行為を全くなしえないか、殆
どなしえない場合）五〇%プラス第三者の援助を得るのに年間一

で請求することが望ましい。

(1) 療養日割り手当の二ヵ年の期間が終了する以前に請求す
ること。

(2) 六〇歳になる以前に請求すること。なぜなら六〇歳にな
ると廃疾年金は、労働不能度において老齢年金によって代
替されることになるからである。それにしても、六〇歳から
六五歳の間に再就労しはじめた場合には、受益者が一・四半
期に全国最低賃金の二六〇倍をこえる職業上の収入を得てい
ると（一九七四年一月一日以降、四二二フラン）、老齢年金は一
時的に停止される。

廃疾年金の請求は、時効になることを案ずるならば、傷の
癒着の日から、または廃疾が証明された日から十二ヶ月の間
になされる必要がある。

年金額 廃疾年金は、拠出負担金を課せられた最近十年
間の平均賃金にたいする%によって、以下のように決定され
る。

請求 保険加入者は、彼の所属する社会保険第一金庫に

よつて、廃疾年金の支給を提起されうる。しかし、自分自身

フランスにおける労働者とその家族の権利（三）（戸木田）

三、七八四フラン。

84 意見不一致の場合どうすべきか

行政的性格の訴え　社会保険加入者は、権利の認定および支払われるべき手当についての訴訟の場合、次の機関に要求を提出せねばならない。

(1) 受取証明つきの書留郵便で、関係機関の無料救済委員会の書記局へ（期間は二ヵ月）。

(2) それが拒否された場合、あるいは一ヵ月の間に何らの回答もない場合には、受取証明つきの書留郵便または寄託によって、大審裁判所 (le tribunal de grande instance) の第一審委員会事務局へ（期間は二ヵ月）。

最後に、却下された決定は、請求が三、五〇〇フランを超える場合、または請求が未決定の場合には、上告裁判所 (la Cour d'appel) の書記官に送付された受取証明つき書留郵便によって、第一審委員会が裁きうる範囲内において審議される（期間は一ヵ月）。

医療的性格の訴え

(1) 病人の健康状態にかかる訴えは、専門医によつて解決される。

(2) 労働の不能度と不適応度にかかる訴えは、専門的な技術をもつた訴訟代理人によつて解決される。

この場合、要求書は、社会保障地方局に付設されている廃疾・労働不適応に関する地方委員会へ、受取証明つき書留郵便をもつて提出される（期間、一ヵ月）。上訴は、パリ七区フオントノ広場、全国専門委員会についてでもなしうる（有効期間、一ヵ月）。

訴訟手続にたいする援助　訴訟手続きは無料である。第一審委員会において保険加入者は、白紙委任した弁護士、同じ職場の労働者、CGTから資格をあたえられた代表者によって紹介され弁護され、代表してもらうことができる。

訴訟手続きを始めるまえには、自分の職場のCGT支部と相談することがつねに望ましい。

VIII 労 働 灾 害

85 労働災害の場合にどうするか

労働災害、すなわち或る職種・或る場所での仕事の遂行によって、または仕事の遂行中におこつた事故の犠牲となつた労働者は、損害の補償をうけるためには一定の手続きをみた

していねばならない。

手続き　労働災害（いわゆる労働災害または通勤途上の災害）

にさいして、犠牲者は次の措置をとらねばならない。

- (1) 自分の被災について、直ちに雇用者または同事の同僚に知らせること。さもなければ、二十四時間内に書留郵便で被災を雇用者に申し出ねばならない。

- (2) 自分の選択した医師の診断をうけ、処方された医薬品を無料で入手できる労働災害申告書を雇用者に要求すること。

- (3) 一枚ないし三枚の写しとともに医師の診断書の控えを保持すること。この診断書は、重傷・軽傷をとわず傷害のすべてを示すものでなければならない。

- (4) 医師の診断書の指示による休業と安静の期間について、社会保障緊急金庫に通告すること。

- (5) もし治癒後に症状が悪化し、新たな休業をもたらすとすれば、被災者は、症状を証明する医師の診断書をそえて病状再発を、社会保障緊急金庫へ自分自身で申告せねばならない。社会保障緊急金庫は、彼に労働災害の措置書を手渡す。

異議申立　もし社会保障金庫が災害の職業上の性格を忌避する場合には、被災者は、労働組合と相談のうえでその災

フランスにおける労働者とその家族の権利（三）（戸木田）

害を労働災害として認定させることを求めて、自分の要求を

無料訴願委員会に審議を委ね訴訟に訴えねばならない。一ヶ月の間に認定の通知がない場合には、その要求は却下されたものと見なされる。そこで当事者は、二ヵ月の間に事務局に宛てた書留郵便をもって、第一審裁判所の認定をうければならない。

86 職業病

定義　雇用者のために、労働者が何らかの仕事を遂行することによって引き起こされた病気を、職業病と称している。

職業病の多くは、職業上の原因が認められ、公式の職業病の分類対象とされている。労働災害にかんする裁判では、ある病気は職業病ではない取り扱いをうけるが、またある病気は完全に職業病として認定される。

職業病と認定された病気

認定された病気は、以下の条件

があると労働災害に該当するものとして補償される。

——その病気が公式のリストに登録されており、リストに明示されている期間中に医学的に確認されること。

——患者が規定された条件のもとで恒常的に働いていたことを証明すること。

——当事者自身が休業後十五日以内に社会保障金庫に自分の職業病

を申告すること。時効の期間は二年である。

職業病と認定されなかつた病気

原因すると判断される病気に冒され、しかもその病気が職業病と認定されない場合には、再度それが認定された職業病の問題であるとして、社会保障につぎの処置をとるようによく要求せねばならない。

——医療補償の給付と廃疾年金の給付をケースに即して認定するこ

と。
——その病気にかんして後日に職業病と認定された場合、自分の権利を留保すること。

雇用者の責任が彼自身の行為または彼の係員の行為、もしくは彼の所有する機械などに關係している際には、労働者は民法にもとづく損害賠償を取りたてる目的で、雇用者にたいして労働裁判所で訴訟をおこすことができる。

87 通勤途上の災害

左記の間を往復する途上において労働者におこった事故は、通勤途上の労働災害とみなされ、労働災害にかんする法律（「労働災害日割り手当」の項、参照）による補償の要因となる。

(1) その労働者の本宅、別宅、家庭の事情からよく出かける他の一切の場所と仕事場との間の往復。

労働災害と認定されないもの

労働災害にかんする法律

(2) 仕事場とレストラン、簡易食堂、またはその労働者が日常に食事をとる場所との間の往復。

その道筋では、個人的な興味や日常生活のうえでの基本的な必要性とは無関係な興味に示唆され、それを動機とする道草や寄り道があつてはならない。

申告 通勤途上の災害は、雇用者に申告されねばならない。雇用者自身はそれを社会保障に申告し、労働災害の証明書を労働者に手交する。労働者は、それが拒否される場合、社会保障基金庫に申し立てねばならない。

労働災害と認定されるもの

労働災害にかんする法律は、以下のような場合にも適用されうると判定されている。食物を買いに出かけているとき。薬屋で買物をしているとき。落し物を探しているとき。慣習的な作業時間制よりも早いとき。賃金の残額を受けとりにきているとき。従業員代表が労働取引所での会議後、十五時までに工場にもどるとき。企業委員会の委員に選出された者が、職務上の仕事のうち工場にもどるとき。子供が家で病気になつたために許可を得て外出しているとき。

は、以下のような場合には適用されない。切手を買っているとき。社会保障に呼び出されてゆくとき。病気期間中の賃金支払いを受けるために職場をはなれているとき。ストライキへ参加しているとき。昼休みに散歩しているとき。仕事を探しているとき。通常とはちがっているとき（たとえば、キャンプやホテルで週末を過ごしているとき、家とは別の公園にいるとき）。気晴しの集りから戻っているとき。歯医者に行っているとき。

88 労働災害の日割り手当

労働災害のために被災者が一時的に就労が不可能な状態になり、それが医学的に認定された場合、すなわち主治医と社会保障金庫の医師の診断書で同時に確認された場合には、当事者は、日割りの労働災害補償を受けとる権利をもつことになる。

補償を受ける日数　　被災した日は、諸手当、剰余金、超過勤務手当を含む全賃金額が、雇用者の支払い義務となる。日割りの労働災害補償は、被災日の翌日から治癒するまで、もしくは傷が癒着するまで、すなわち労働災害年金の支給開始時点と定められている日までの欠勤にたいして、社会保障

によって被災者に支払われる。この補償は以下のように支払われる。

——全体として就労不能が十六日以上におよぶならば、被災日につづく最初の操業日または休業日から支払いは始まる。

——もし就労不能が十五日以下であれば、被災日につづく最初の操業日から支払いは始まる。日曜日と祭日は休業日である。にもかかわらず、五月一日は、労働災害の規則では操業日とみなされる。

補償金額　　日割りの補償手当は、不就労の最初の二十八

日間については、賃金総額または取得総額によつて認定された日割り基準賃金の半分である。日割り手当は、継続する不就労の二十九日目からは、日割り基準賃金の三分の二の計算で支払われる。

この日割り基準賃金は、上期の期間中の操業日数で、それに照応する期間の賃金総額を除すことによつて得られる。

日割り手当の上限は、はじめの一十八日間については一二・四フラン、二十九日以降については一六三・二フランときめられている。この補償は入院の場合にも削減されない。病状再発の場合には、日割り手当は最初の休養にさいして支払われたものと少なくとも同額である。

89 労働災害年金

労働災害の結果として、恒久的に部分的な労働不能（以下、IPPと称す）または完全な労働不能におちいった場合には、犠牲者は、労働災害年金をもらう権利を有する。

請求 不具と廃疾の程度を記述した医師の最終診断書が、

二四時間以内に社会保障第一金庫に届けられねばならない。

労働の不能度の認定は、医師の診断後、社会保障金庫によって決定される。

年金率 年金率（T・R）は、次のように

うになっている。

(1) 労働不能度が五〇%に照応する場合、

または五〇%以下の場合には、労働不能度の半分に相当する。

(2) 労働不能度が五〇%以上のばあい。五

〇%に相当する率の部分に五〇%をこえる率の部分を加えたものの半分、これに五〇%をこえる率の部分を加算したものに相当する。それで算出した事例を上表に提示しておぐ。

年金の計算 労働災害年金は、一年

IPP=TR	IPP=TR	IPP=TR	IPP=TR	IPP=TR	IPP=TR
50=25	58=37	66=49	74=61	82=73	90=85
52=28	60=40	68=52	76=64	84=76	92=88
54=31	62=43	70=55	78=67	86=79	94=91
56=34	64=46	72=58	80=70	88=82	96=94

の基準賃金に労働不能度の%にみあつた年金率をかけあわせたものに等しい。基準賃金は実収賃金であるが、それが法定の上限額を上廻るばあいにはそれだけ差し引かれる。

強制償還 労働災害年金は、労働不能度が一〇%以下で年金が法定最低額の八〇分の一、実額では二一九・七〇フラン以下であるならば、強制的に償還される。

任意償還 労働災害年金は、犠牲者の要求によって全部または部分的に償還される。償還の要求を年金を支払う社会保障金庫におこなわなければならない。社会保障金庫は、年金を遅滞がはじまつたときから数えて五年の期間が満了すると、三カ月のうちに凍結してしまうことになる。

90 労働災害年金の償還

いわゆる労働災害と通勤途上の災害、さらにまた職業病にともなつて支給される労働災害年金は、それをうけとる資格をもつ者に償還される。労働災害年金の償還では、犠牲者じしんが年金のかわりに一時金を受けとることを認めている。

労働災害年金の償還は、その場合によって強制的でありうるし、また任意でもあらう。

強制的な償還 労働不能度一〇%以下に相当する労働災

害年金は、受給資格者がそれを要求しない場合でも、強制的に一時的に償還される。その年額は、毎年政令によつて決定されるやや高い限界額より以下ということになる。一九七四年一月一日現在、この限界額は、一年につき二三七・七フランであった。

任意償還 労働災害年金の受給資格者は彼の労働不能度がどうであれ、労働災害年金の償還を請求しうる。

全額償還と部分償還 最高重度一〇%までの恒久的かつ部分的な労働不能に相当する労働災害年金は、請求者が二十歳以下の場合、一時金で全額償還されうる。しかし、資格者の年齢が若干のかかわりをもつ。重度一〇%以上の恒久的かつ部分的な労働不能に相当する年金は、部分的にしか償還されない。ただし重度五〇%以下の恒久的かつ部分的な労働不能にかぎつて、年金の四分の一だけが一時金で償還されうる。

請求 労働災害年金の償還は、傷が癒着した日の翌日から五年の期間が切れて後は請求できない。なお当事者であれば、その後三ヵ月だけは請求をする余裕がある。炭鉱労働者の全額償還にさいしては、この三ヵ月の期間は彼が成人にな

つてからしか計算が開始されない。

IX 家族手当など

91 家族手当

受益者 家族手当は、最低二人の扶養すべき子供をもつ単身者または夫婦にたいして支給される。一般的な制度としては、給与所得者は、最新の暦年中に一、二〇〇時間就労したこと、または単身の婦人（寡婦、独身、離婚など）として仕事をするのが不可能な状態にあつたことを、証明せねばならない。

扶養すべき子供 左記の年齢以下であつて無職であるのが当然である子供、職業的活動から月四九〇フラン以下の賃金しか得ていない子供は、扶養すべきものと見なされる。

- (1) 義務教育を終了して六ヵ月以内の者、つまり十三歳から十六歳六ヵ月以内の者。
(2) 最初の職業として仕事を探している者については、彼がら五年の期間が切れて後は請求できない。なお当事者であれば、その後三ヵ月だけは請求をする余裕がある。炭鉱労働者の全額償還にさいしては、この三ヵ月の期間は彼が成人にな

育てている若い婦人については二十歳まで。

家族手当の額

一九七三年八月一日には、給与所得者にたいする家族手当の月額は、二人の子供にたいして一〇七・八〇フラン、三人の子供にたいして二九九・一〇フラン、四人の子供にたいして四九〇・四フラン、それ以上は追加される子供一人につき一六一・七〇フラン。

割増給付金

割増給付金が、一〇歳以上と十五歳以上の子供にたいしては支給される。前者については各四四・一〇フラン、後者については各七八・四〇フラン。

その家族に二人の子供しかない場合には、割増給付金は、第二子にたいしては支給されない。しかし、第三子以降は、第一子から各人にたいして支払われる。

賃金生活者手当

支給の条件 賃金生活者手当は、賃労働者としての仕事による所得だけしかない夫婦、もしくは単身者に支給される。

この手当は、夫婦（または内縁関係者）が二人とも働いている場合にも、二人日の賃金所得が月二四五フランを超えないときには支給される。他方に、夫婦または単身者の所得合計が、扶養すべき子供の数によって異なる特定の上限額を超えては

ならない。

課税所得が年間二三、〇四〇フラン、扶養すべき子供一人につき五、七三〇フランを超えてはならない。

賃金生活者手当を所得する権利は、七月に始まる十二カ月の期間毎に、前年の所得と照合してチェックされる。

受益者

賃金生活者手当は、左記の額と条件で、第一子

が生まれると直ちに支給される。

一一歳以下の一人児にたいして九七・一五フラン。

一一歳から五歳までの一人児にたいして三八・九〇フラン。

一身の手当受領者が扶養している五歳以上の一人児、または病気や身体障害の夫婦者が扶養に必要な所得をもちえていない五歳以上の一人児にたいして三八・九〇フラン。

一多數の子供を有する家庭で、一人だけ扶養されるべき状態にまだある子供にたいして三八・九〇フラン。

一一歳以上の二人の子供にたいしては七七・八〇フラン。

一三人以上の扶養すべき子供にたいしては九七・一五フラン。

割増される賃金生活者手当

四人の扶養すべき子供、または三歳以下の子供をもつ手当受領者にたいして、もし考慮されるべき一年の所得合計が照合される年の六月一日に有効な最低賃金の二一三〇倍を超えない場合には、月二一四・八五フランの賃金生活者手当は、扶養されるべき子供一人につ

き二五%の割増しがおこなわれる。

を受ける。

93 子供の保育費

保育費にたいする手当は家族手当の一種であり、その月額は、保育すべき子供の人数がどうであれ、二一四・八五フランを超えることはない。その手当は、左記の条件が同時に満たされているならば、自分の子供を保育させているすべての人々に支給される。

子供にかかる条件 子供は三歳以下でなければならぬ。その保育は、県によって認められた保育所、または乳幼児預り人、広く認められた託児所、家庭託児所によつて、義務的に保障されていねばならない。子供は、健康状態または近親の状態からして家から隔離せざるをえない場合は別として、彼の親または両親のもとに、毎日戻つていなければならぬ。この場合、手当は一年間支給される。

保育費にたいする手当は、子供が認可されていない幼児預り人または両親の自宅で保育されるさいには、保育する人の資格がどうであれ支給されない。

両親にかかる条件 夫婦もしくは単身者は、扶養すべき子供とフランスに居住するならば、保育費にたいする支給される。

働いている賃労働者——もし結婚しているならば、両親の一人は普通の賃金労働者として働いておらねばならない。年間一、二〇〇時間就労していること、さもなければ月十八日または一二〇時間就労していることが必要である。一方の親もおなじく、就労日にさいして、あるいは賃金生活者手当の権利を取得するにあたつて、子供がいると邪魔になるほどには就労していなければならない。

手当の最高額 保育費にたいする手当は、その事情におうじて左記の最高額をこえることはできない。

単身者——当年六月一日の最低賃金（一九七三年九・一五九フラン）の二・一三〇倍。扶養すべき子供一人につき二五%増（二・一六八倍となる）。

夫婦——七〇%割増して一方の一人だけに支給する。

94 特別教育手当

受益者 特別教育手当は、必要な医学的配慮のみならず特別の適応教育または、職業訓練が必要とされる二〇歳未満で身体障害をもつ子供の、扶養義務者にたいして支給される

一種の家族手当である。

特別教育手当は、身体障害の程度が軽い場合には支給されない。

支給の条件

特別教育手当は、適応教育または職業訓練がそれに好都合な事業所で許可され、かつそのための費用が事業所によつても、また社会保障の医療保険によつても負担されない場合に支給される。くわえて請求者は、家族手当を

支給されるさいの一般的諸条件を充たしていなければならぬ。フランスに居住すること。何らかの職業的活動に従事していること。または就労不能が証明されていること。しかし

ながら、何らの仕事にもつかぬまま扶養義務を負う身体障害の子供を一人でもかかえている婦人には、権利として手当を支給される道がひらけている。

特別教育手当は、家族のなかでその子供が何番目であろうと、つまり彼が家族手当をもらう権利をもたぬ場合にも支給される。

請求

世帯の責任者から家族手当金庫に提出した書類が、承認されねばならない。

——手当の請求が所定の印刷物のうえに明記されていること。

——特別の教育をおこなう事業所または機関の責任者による証明書。

——医師の診断書。

——社会保障の医療保険の名では何らの供与も受けていないとう証明書。

金額と支給

特別教育手当の月額は、家族手当の計算基礎となつてゐる基準賃金の五〇%と定められている。現在では二四五フラン。手当は毎月満期まで支給される。

95 孤児にたいする手当

孤児手当は、孤児と片親に扶養される子供に制度的に与えられる家族手当の一種である。

孤児手当は、両親を亡くした子供、または両親が失踪宣言判決の対象となつた子供を引きとつてゐる人、もしくはそうした子供を引きとつてゐる夫婦、父または母を亡くしたか、または亡くしたと見なされている子供の扶養義務をはたす片親、嫡出子であることが認知されない子供を扶養する未婚の母親にたいして、家族手当金庫によつて支給される。

支給の条件

孤児手当は、一九七三年四月一日以降、あれこれの条件はつけずに支給される。それでも、手当の受領者は、何らかの職業上の仕事に従事しておらねばならぬし、さもなければ労働の不能を証明せねばならない。手当の受領者は、フランスに居住し、すくなくとも前記の要求さ

れる条件をみたしている子供を扶養していかなければならない。

手当の受領者が片親の死亡ないし失踪の結果として子供の

父親もしくは母親である場合、または未婚の母親である場合、受領者は単身で生活していねばならない。孤児の親が再婚し夫婦生活をおくっている場合には、夫婦の期間または内縁関係の期間については孤児手当の支給は停止される。

支給の仕方

孤児手当は、諸条件がみたされた翌月の第一日から直ちに支給される。孤児手当の支給は、家族のかでその子供の占める順位をとわず、扶養すべき第一子から有効である。手当は、孤児が法律上の制限年齢に達したさいには打ち切られる。すなわち、彼が学業を終了している場合には十六歳六カ月まで、または未職者として登録していれば十七歳まで。見習工であれば十八歳まで。彼が学業を継続しているか、身体障害者であるか、慢性的な病気であるかによつて、労働不能であれば二〇歳まで。

孤児手当は、それだけ単独で支給されうるし、また他の家族手当と合算もされうる。その金額は、一九七三年八月一日以降、両親のない孤児にたいして月一四七フラン、父親または母親のない孤児、あるいは同様の状況にある孤児にたいし

て月七三・五フランとなつてゐる。

96 住宅手当

いづれも家族手当金庫から支給される二種類の住宅手当がある。一つは、家族的な性格をもつものであり、いま一つは、個人的な性格をもつものである。

住宅手当の支給をうけるには、請求者は左記の状況になければならぬ。借家人・転借人であるか、住宅を所有するようになつてゐること。居住はじっさいに住居を占有していること。彼が借家人・転借人であるならば何らかの家賃を支払つてゐること。また、もし住宅を所有しようとしているのであれば、借金の割賦返済をおこなつてゐること。住宅手当は、無償で借家を占有してゐる者には支給されないし、かりに家賃を支払つてゐるとしても、家の所有者が直系尊属ないし直系卑属である賃借人・転借人には支給されない。

受益者

家族的な性格をもつ住宅手当は、以下の者に支給される。

(1) いかなる名称であれ何らかの家族手当を受けてゐる者（家族手当）賃金生活者手当の出産手当など）。
(2) 扶養すべき子供があること（十六歳六カ月以下の子供、もし

求職者として登録されていれば十七歳以下の子供、十八歳以下の見習工)。

- (3) 六五歳に達した父または母を扶養する義務を負い、同居させている者。就労不能の場合は六〇歳。
- (4) 重度八〇%の身体障害者である親族(父、母、姪、兄弟などを扶養する義務を負っている者。

個人的な性格をもつ住宅手当は、左記の者に支給される。

- (1) 六五歳の年齢に達した者、または就労不能のさいは六〇歳に達した者。国外追放されている外国人、政治的拘禁者。
- (2) 最低十五歳以上の年齢で労働不能が確認されている者、および職業再教育をうけている者。

(3) 二五歳以下の青年労働者。

請求 住宅手当の請求は、申請者に記載用紙を交付する家族手当金庫、または家族手当を支払う恒常的な機関に提出されねばならない。

97 産前手当

産前手当は、就労しているという条件はつけずに全ての婦人にたいして、妊娠の九ヵ月間にわたり支給される。受益者はフランスに居住しており、妊娠の申告をして妊娠期間中は

産前の診断を受けねばならない。

妊娠の申告 申告は、妊娠三ヵ月までの期間におこなわねばならない。医師の診断書は強制的には要求されないが、その故に申告は、妊娠の状態が疑しい場合には産前手当の権利を保留することを、未來の母親にたいして許容している。

婦人は、自分の妊娠を左記の機関に申告しなければならない。彼女が社会保険の加入者であるならば社会保障金庫に、仕事をもつていなければ良人の所属する社会保障金庫、もしくは同棲者の所属する家族手当金庫に、夫婦および内縁関係者どちらも仕事をもっていない場合には、良人もしくは内縁関係の良人の所属する家族手当金庫に、それぞれ申告せねばならない。

産前の診断 妊娠中の婦人は、左記の条件でもつて三回の診断を受けねばならない。医師による第一回診断は妊娠三ヵ月の終り以前に、第二回の診断は妊娠六ヵ月の過程で、第三回の診断は妊娠八ヵ月目の最初の十五日間に。

医師の診断を記載した証明書または用紙は、状況に応じて

れる。

社会保障金庫または家族手当金庫に、前記の各診断につき規定された期限につづく十五日間に提出されねばならない。

手当の支給　産前手当は、次の条件によってそれぞれの

診断後に遅滞なく三回にわけて支給される。第一回の診断後に二カ月分、第二回の診断後に四カ月分、第三回の診断後に三カ月分。

98 出産手当

出産手当は、次の条件のもとでの出産の都度、すべての婦人に支給される。

子供にかかる条件

(1) 子供は生きて出生したものでなければならない。出生届に登録された子供、さもなければ、医師の証明書または分娩に立ち会つた助産婦によつて生きて出生したと申告された子供は、生きて出生したものとされる。証明書は、出産の翌月中までに作成されねばならない。

(2) 子供は嫡出子でなければならないし、その子が私生子である場合には母親によつて認知されねばならない。もし出生届が母の名前で書かれる場合には、母方の血統関係が確認さ

(3) 子供は、ベルギーまたはフランスの国境住民の子供、フランスの国境地方に居住する母親が隣近する他国でよぎなく分娩した子供は別だが、フランスで出生したものでなければならぬ。

(4) 子供はフランス人か、または生後三カ月以内にフランス国籍を取得したものでなければならない。

母親にかかる条件

左記の母親にかかる条件をみたすことを求めた法律案が、最近に可決された。第一子の出産について、母親は二五歳未満で結婚後二年以内という条件がみたされねばならない。

第二子以下の出産は、その前の出産から三年以内の出産でなければならない。死産の場合、それに市民としての身分を認められた(それは妊娠七カ月の始まりから生ずる)子供の死産の場合には、二年および三年の期間はこの出産日から計算が始まられる。

金額と支給　出産手当の金額は一、二四七フランである。この手当は、元気で生まれた子供があるたびに支給される(双生子にたいしては二回分の手当など)。出産手当は、二回に

均分して第一回は出産とともに、第二回は子供が六ヶ月児になつた時点に支給される。

99 給付の返却

支給されるべきでない諸手当を家族手当金庫から受け取つてゐる家族は、金庫の請求にもとづき超過受取り分を返却しなければならない。

返却すべき手当 諸手当が手当受給者に余分に支給された場合には、返却をせまられる。(1)産前手当、家族手当、賃金生活者手当、孤児手当。(2)住宅手当。

指示された諸手当の一つか、善意の手当受

給者に当該金庫の責に帰すべき誤りによつて支給され、彼がその債務に異議を申し立てないならば、家族手当金庫は、以下のようにして超過受取り分を取り戻すことが出来る。

——手当の受給者が前記(1)に明示された或る手当、すなわち家族手当、出産手当、賃金生活者手当、孤児手当にかかわつてゐる場合、または家賃を支払わなかつた期間について支給された(2)住宅手当にかかわつてゐる場合には、手当総額の二〇%。

——住宅手当の過払いが毎年常態化していたことが証明さ

れる場合には、制限なしに取戻すことができる。

反訴請求 もし家族手当金庫が手当の支給について誤りを承認する場合には、手当受給者は、第一審裁判所の許可にさきだつて、彼の蒙むつた債務と同額の損害賠償を請求することができる。

二年の時効

超過受給分を返却請求するための係争にあつて、家族手当金庫は、時効を手当受給者に支給した日から二年の期間と規定している。手当受給者は、それ以降は時効を楯にとることができる。

X 老令年金

100 老令年金制度の調整

一九三〇年以来 一方で退職年金の特別制度に参加し、

他方で社会保障の一般的制度に最低五年間参加してきた人は誰でも、左記の四つの条件のもとで、特別制度の退職年金と合算して一般的制度の老令年金の支給を受けることができる。(1)一八八六年三月以降に生まれた人。(2)最低六〇歳であること。(3)連續または非連續で二〇の四半期間、社会保障の一一般的制度に参加していたこと。(4)社会保障の一般的制度にお

ける拠出金支払い期間と、特別制度における一九三〇年六月

一日以後の有効期間と合計して、養老保險に十五年加入して
いたことを証明すること。当事者は六〇歳以後にこの調整を
延期することができる。

積算された年金計算

まず保険加入者がかつてどのように
な権利をもっていたにせよ、一九三〇年六月一日以来加入し
ていた保険の全期間（「老令年金の計算」の項、参照）を、一般
的制度のもとで経過したものとして計算する。こうして得ら
れた年金額に、扶養すべき配偶者、子供などにたいして追加
的給付が時としてつけ加わる。

寡婦の権利

社会保険加入者（一八八六年三月以後に生ま
れ、六〇歳以後に亡くなった）の寡婦は、配偶者の加入の仕方
がどうであつたにせよ、特別制度による払い戻し年金を、社
会保障制度による払い戻し年金に合算することができる。こ
の払い戻し年金は、配偶者が生前に請求していたとすれば彼
に配当されたが、またはそれに相当する権利を享受したであ
らう前記計算による合算された年金額の半分に相当する。

国民連帯基金

特別制度の退職年金受領者とその配偶者
は、もし彼らの所得が一定の限界以下であるならば、国民連
帯基金の手当を受ける権利をもっている。

フランスにおける労働者とその家族の権利（三）（戸木田）

の取得には、保険加入者は、連続または非連続で少くとも累

計六〇・四半期の有効保険期間をもつていなければならない。
拠出負担金が控除される期間の上限は、一五〇・四半期と規
定されている（一九七四年に一四四・四半期）。保険加入者が六

〇・四半期間の拠出負担金を積立てていない場合でも、保険
期間が少くとも二〇・四半期に相当するさいには、終身年金
を受けとることができる（「終身年金」の項、参照）。

年金の率

年金の率は、加入者の年金に応じて請求の日
に確定される。一九七四年現在、年金率は六〇歳で二四%
(一九七五年には二五%)である。この率は、加入者が職業上
の仕事にすでに従事していないとしても、請求が延期された
一・四半期ごとに、一・二〇%が追加される（一九七五年には
一・二五%）。つまり六五歳で四八%，六六歳で五一・八〇%
などとなる。

年平均賃金

年金の金額は、一九四八年一月以後に経過
してきた保険期間のうち、負担金が拠出されてきた最も有利

101 老令年金の計算

要求される保険期間

社会保険の老令年金を受ける権利

な賃金に、法律上は依ることとなつてゐる。最も高い賃金を

記録している十年が抜き出される。次いで年平均賃金を算出するのに、その合計額が一〇で除算されることになる。そう

だとしても、加入者がこの十年間で負担金の合計拠出期間が四〇・四半期末満の場合には、この賃金の合計金額は四半期数で割られ、その結果が四倍されることになる。

年金額

年金額は、年平均賃金に加入者の年齢によって定まつた年金率を掛け合わせて算出される。年金額は、保険加入者が比例年金にかかわっている場合、すなわち四半期の数が一九七四年についていと一五〇以下の場合には、負担金を拠出した合計期間数が年金額にもう一度掛け合わねばならない。たとえば、六五歳の労働者が計一三五・四半期の負担金拠出期間をもつているとすれば、彼は次のように自分の年金を計算するであろう。年平均賃金の四八%、掛けるの一三五、これを一五〇で割ることになる。

102 自分の個人別計算簿を確認せよ

全ての社会保険加入者は、自分の仕事場が所属する社会保障地方金庫で（パリとストラスブールでは老令年金金庫で）、一連の雇用者によつて払込まれた分担拠出金について個人別計算

簿をもつてゐる。

その内容　△賃金拠出負担金▽計算簿は、次のことを記録しておかねばならない。

(1)一九四六年以前における拠出負担金、(2)一九四七年以後に雇用者により控除をうけた拠出負担金の全金額、有給休暇基金など、(3)△P・A▽と表示される就労期間と、それと同様に見なされる期間、つまり病気ないし確認された失業による仕事の休止期間など。労働者はURSSAE (Union pour le couvrement des cotisations de sécurité sociale et d'allocations familiales) の電子計算機に登録される。しかし、しばしばスによる脱落がある。

検証

年齢はどうであれ三〇年加入していれば、社会保険の加入者は誰でも、自分の拠出金計算簿の明細書を送付するよう文書で請求することができる。一生のうち何回もこの明細書を請求することが望ましい。事実、おくれればせの訂正は時として不可能になるし、就労期間（またはそれと同様に見なされる期間）が訂正されない場合には、老令年金は時にはかなりの削減がなされる。

訂正　保険加入者は、自分の拠出負担金または賃金にか

んする転記中の脱落について、賃金支払伝票、さもなくば支払額を確認する雇用者の賃金証明書を提示しうる場合にしか、訂正を請求しえない。賃金支払伝票または賃金伝票が紛失していれば、拠出金計算簿は訂正されず、当事者は、雇用者を法廷に訴え出ることが出来るだけである。もし脱落が就労期間およびそれと同様に見なされる期間についてあるとすると、残念ながらしばしばありがちなことであるが、保険加入者は、医療費の計算書、失業カード、社会保障第一金庫、労働局の證明書があれば提示せねばならない。

103 老年年金の受給年令

選択の自由　社会保険加入者は、年金について請求の時期を自由に選択する（下表を参照せよ）。しかし、請求の時期は、六〇歳以前に動かすことはできない。

時期の選択にあたって保険加入者は、自分の健康、有効な四半期の数、定年前退職などの可能性などを考慮に入れねばならない。さらに一切の交渉にさきだち、△拠出負担金▽の計算明細書を要求し「自分の個人別計算簿を確認せよ」の項、参考照、必要な計算をすること（老年年金の計算）の項、参照。

さらに遺族たる配偶者の権利については、保険加入者の被

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

あなたは以下のようにする
ことがあります

60歳で年金を請求せよ

就労不能を理由に年金を請求せよ

65歳以後にあなたの請求を延期せよ

65歳頃に請求せよ

65歳で請求せよ

あなたの状態が以下のような場合	あなたは以下のようにする ことがあります
あなたが通常低い賃金にたいして拠出金を支払っていたら（部分就労、また臨時工など）	60歳で年金を請求せよ
あなたが60歳ないし65歳以前である、自認する就労不能を証明しうるような、不健な状態にあるなら	就労不能を理由に年金を請求せよ
あなたが大へん良い健康状態であり、かつ15年の拠出金しか持っていない場合、もしくは保険の最大限の期間を保持したいなら	65歳以後にあなたの請求を延期せよ
あなたが常に最高もしくはそれに近い賃金で拠出金を出し、1974年に累計144四半期をこえる（1975年に150四半期）場合には	65歳頃に請求せよ
他のすべての場合には	65歳で請求せよ

104 終身年金

年金権利者と呼ばれる受益者の死亡までに限って支給される年金を、終身年金と称している。この年金は、削減されて又は削減されないで、生

終身年金は、(a)個人が不動産、動産、用益権と引き替えに、
(b)公的機関または私的機関（養老国民年金または保険会社など）

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養者であつた場合、いかなる計算上に見すごしもあつてはならない（払い戻し年金—寡婦の権利）の項、参考照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

つてはならない

（払い戻し年金—寡

婦の権利）の項、参

照）。

扶養

者

であつた場

合、いかなる計算

上に見すごしもあ

との間の契約にもとづいて支払われる。

終身年金をつけた売渡し財産 建物または土地は、終身年金の支払いに充当するという条件で売却されうる。売却は、完全な所有権について、または売却者が用益権（生涯占有する権利）を留保している用益権なき所有権についてなされる。

譲渡された財産の用益権の価値は、次のような方法で用益権者の年齢に応じて決定される。二〇歳未満では完全所有権

1914年8月1日以前に設定された終身年金	180.00
1914年8月1日～1940年8月31日に	21.10
1940年9月1日～1944年8月31日に	13.75
1944年9月1日～1945年12月31日に	6.82
1946年1月1日～1948年12月31日に	3.31
1949年1月1日～1951年12月31日に	2.07
1952年1月1日～1958年12月31日に	1.57
1959年1月1日～1963年12月31日に	1.32
1964年1月1日～1965年12月31日に	1.25
1966年1月1日～1968年12月31日に	1.19
1969年1月1日～1971年12月31日に	1.13

の二〇分の七、二〇歳から三〇歳未満では一〇分の六、三〇歳から四〇歳未満では一〇分の五、四〇歳から五〇歳未満では一〇分の四、五〇歳未満では一〇分の三、六〇歳から七〇歳未満では一〇分の二、七〇歳以上では一〇分の一。

終身年金は、自由に

生活費に照應させることができる。

貨幣価値の換算

所定の期日以前に設定され、物価指数によって増額されない終身年金に適用される追加額の公式係数は、法律によって規定されている。同様に物価指数によって追加される終身年金も、上表の係数によって示された率の積算結果を下廻ることはできない。

105 払い戻し年金——寡婦の権利

寡婦によつて満たされねばならぬ条件 社会保険加入者の寡婦は、彼女の名義で老令年金を受けとつていらない場合、少くとも五五歳で、良人の死亡前十二カ月間の彼らの個人所得が、良人の死亡した年の一月一日に有効であった最低賃金の二、〇八〇倍をこえぬ時には（最低賃金は一九七四年一月一日で一、一九四フラン）、亡くなつた良人の権利にもとづき社会保障から払い戻し年金を受けることができる。

しかし、もし故人が一九七一年三月以前に死亡したのであれば、所得は、年金請求のなされた日でもつて評価される。さもなくば寡婦が、六〇歳未満でも重度六六・六六%以上での身体障害者であることが証明される場合、寡婦身体障害年金を受けることができる。

故人によって満たされるべき条件　社会保険加入者が、

106　国民連帯基金 支給の方法

六〇歳の誕生日以後に死亡したのでなければならぬ。彼は、社会保険の老令年金もしくは終身年金に登録され、そのいづれかを受けとる権利をもつておらねばならない。もし彼が六〇歳以前で死亡したのであれば、実質上少くとも累計十五年以上は保険に入をしていねばならない。

結婚は、すくなくとも保険加入者へ老令年金もしくは終身年金が支給される二年前、もしくは死亡した日より四年前でなければならない。

請求と金額　時効による権利の喪失はないが、故人が死亡した日から年金の支給を受けるためには、少くとも五五歳に達した寡婦が、亡くなつた配偶者が属していた社会保険機関に、一年以内に請求しなければならない。

一般的なあり方として、払い戻しされる年金は、故人に支給されたか、支給されていたであろう基本的な年金の全額、もしくは終身年金の半額であり、一年に二、四五〇フランを下廻ることはありえない。もし所得が一年につき六、四〇〇フラン以下であれば、寡婦は、請求によつて国民連帯基金の手当をうける権利をもちうる。

フランスにおける労働者とその家族の権利（三）（戸木田）

金額と請求　追加手当の年額は、所得の上限をこえない

(1) 国民連帯基金による追加手当は、六五歳以上（もしくは最低六〇歳の就労不能者）で老令年金、退職年金の受給資格をもつ者、年齢六〇歳未満の社会保険による廃疾年金の受給資格をもつ者にたいして、追加の名目で支給される。

満たされるべき条件は次のとおりである。(a)フランス人であるかフランスと協定を結んだ国の所属民であること、(b)フランス本国の領土に居住すること、(c)この追加手当を含めて、

単身者については年六、四〇〇フラン、夫婦については年一〇、四〇〇フランをこえる所得にならないこと。

問題とされる所得は、現在進行中の四半期に先立つ三ヵ月の所得であり、つまり右の数値の四分の一ということになる。
(2) 国民連帯基金は、社会的扶助と名づけられた手当をうける人に社会扶助法によつてあたえられる。

所得は、身体障害者については年五、三〇〇フラン、就労不就労をとわず重度身体障害者については六、四〇〇フランをこえてはならない。

比 較	社会保障による老令年金	追加退職年金
受 益 者	拠出負担金を支払ったフランスの全賃金労働者	拠出負担金を全く支払わなかつた場合にも、すべての賃金労働者とかつての賃金労働者であつた者に
残された配偶者の権利	1974年計画一個人年金と払い戻し年金の部分的累算	個人の退職年金と払い戻し年金との累算の可能性あり
受給についての特権	制度として老令年金のみ	複数の追加退職年金の累算（労働者、幹部職員など）の可能性あり
受 給 年 令	当事者が仕事を続けていない場合にも65歳（または60歳）で受給が始まる。配偶者をなくした寡婦への払い戻し年金は55歳から始まる	一般的な基準としては65歳で職業的な仕事をやめたときに始まる。寡婦にたいしても最も多くの場合、50歳と60歳の間に支給が始まる
拠出分担金の額	政令によって定められている	労働組合と経営者との間の協定によつてきまる。金庫によつて異なる
年 金 の 額	フランスのすべての社会保険加入者にたいしては法律で定められている	退職年金金庫の行政委員会によつて定められている。金庫と企業に応じて様々である
管 理 機 関	社会保障の養老国民金庫行政委員会	労働組合と経営者との間の協定によつてつくられた管理委員会

受益者にたいしては二、七五〇フランの追加となる。もし右の所得上限をこえる場合には、追加手当は、全額また超過額が切り捨てられる。配偶者が二人とも追加手当をうける権利をもつ夫婦である場合、それぞれの追加手当は確認された超過額の半分づつが切り捨てられる。

請求は、市役所または社会保障金庫におこなわれねばならない。この機関が結果を記載した用紙を交付する。追加手当は、当事者がそれを請求した場合にしか支給されないし、また回復されない。

相続人への権利回復　国民連帯基金の支払延滞は、それが少くとも五、〇〇〇フランに相当する場合には相続人に権利回復される。

107 老令年金と追加退職年金一覧（上表・参照）

追加退職年金は、私的金庫によつて社会保障の年齢に加算して支給される特権である。この特権は、それぞれの間で累算される。

（終）